

4 障害者（児）の保健福祉

I. 障害福祉	119
1. 相談	119
(1) 障害者相談支援員	119
(2) 指定特定相談支援事業所.....	119
(3) 諫早市障害者相談員.....	120
(4) 障害者110番.....	120
(5) 長崎こども・女性・障害者支援センター	120
(6) 長崎障害者就業・生活支援センター	121
(7) 長崎障害者職業センター.....	121
(8) 障害児等療育支援事業者.....	121
(9) 長崎県発達障害者支援センター しおさい.....	121
(10) 長崎県医療的ケア児支援センター つなぐ.....	121
(11) 長崎県難病相談・支援センター	121
2. 障害者手帳	122
(1) 身体障害者手帳.....	122
(2) 療育手帳	122
(3) 精神障害者保健福祉手帳.....	123
3. 障害福祉サービス	124
(1) 障害福祉サービスの体系.....	124
(2) 介護給付	125
(3) 訓練等給付.....	125
(4) 障害児通所給付.....	126
(5) 相談支援	126
(6) 地域生活支援事業.....	126
(7) 障害福祉サービス利用手続.....	127
(8) 利用者負担額.....	127
(9) 障害者福祉サービスと介護保険	128
4. 障害者医療	130
(1) 自立支援医療費（更生医療・育成医療）	130
(2) 自立支援医療費（精神通院）	130
(3) 心身障害者福祉医療費支給制度	131
5. 補装具、日常生活用具等	132
(1) 補装具費の支給.....	132
(2) 日常生活用具の給付.....	132
6. 社会参加の促進	134

(1) 手話通訳奉仕員・要約筆記者の派遣	134
(2) 点字・声の広報等発行	134
(3) 自動車運転免許取得費の助成	134
(4) 自動車改造費の助成	135
(5) 障害者交通費助成	135
(6) 医療的ケア児社会参加支援事業	136
(7) ファクス119番・NET119	136
(8) ファクス110番	136
(9) NET118	136
7. 手当等	137
(1) 障害児・者に対する手当一覧	137
(2) 特別障害者手当	138
(3) 障害児福祉手当	138
(4) 諫早市中心身障害児福祉手当	139
(5) 特別児童扶養手当	139
(6) 心身障害者扶養共済制度	139
8. 障害基礎年金	140
(1) 障害基礎年金の受給要件	140
(2) 障害基礎年金の年金額	140
(3) 障害基礎年金の受給申請手続きに必要なもの	140
9. 特別障害給付金	141
(1) 特別障害給付金の支給対象者	141
(2) 特別障害給付金の支給額	141
10. その他	142
(1) 日常生活自立支援事業	142
(2) 成年後見申立相談援助事業	143
(3) 要援護者登録制度	144
II. 公共料金の割引等	145
(1) J R 料金	145
(2) 航空運賃	145
(3) バス運賃・タクシー料金	146
(4) 有料道路料金	146
(5) 駐車禁止除外措置	147
(6) 身体障害者標識（身体障害者マーク）	147
(7) 聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）	147
(8) 長崎県おもいやり駐車場制度	148
(9) その他の割引	148
III. 税金の控除や減免	149

(1) 所得税・市県民税・相続税	149
(2) 贈与税	149
(3) 事業税	149
(4) 消費税及び地方消費税	150
(5) 自動車税・軽自動車税	150
IV. その他の福祉施設	151
(1) 福祉交流施設	151
(2) 教育施設	151
(3) 子どもの施設	151
V. 関係機関・団体	152
(1) 障害者福祉団体	152
(2) 障害者ボランティア団体	152
VI. 転居の際の市役所での手続き一覧	153
身体障害者障害程度等級表	154
障害福祉サービス事業所・施設一覧	156

障害者(児)の保健福祉

I. 障害福祉

1. 相談

(1) 障害者相談支援員

障害（身体障害・知的障害・精神障害）のある方が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行っています。

【問合せ先】障害福祉課 Tel.22-1500

(2) 指定特定相談支援事業所

障害福祉サービスの利用者等からの日常生活全般に関する相談及びサービス利用計画作成を行います。

(令和7年4月現在)

事業者名	所在地	電話番号	FAX
スマイルサポート	高来町泉 196-1	32-2535	32-2536
相談支援センター まごころ	御手水町 936	24-8787	24-8181
諫早市手をつなぐ相談支援事業所	小船越町 554-2	46-5481	46-5482
うきうきサポートセンター	有喜町 537-2	28-0011	28-2037
ケア・ステーション オリーブ	土師野尾町 1833-1	47-6007	47-6008
相談支援事業所 アエル	上野町 18-8	070-2385-0565	
相談支援事業所 アイ	幸町 7-27	24-0778	24-0877
相談支援事業所 バルーン	幸町 41-17	46-5707	46-5708
さん・さん諫早 相談支援事業所	天満町 5-17	56-8133	56-8134
COMPASS サポート諫早	船越町 891-2	56-9328	56-9368
相談支援事業所しかの家	高城町 9-2	080-2557-9948	
アシオト	小船越町 7-3	080-1476-6327	42-4885
相談支援事業所ヨーイ	仲沖町 25-5	070-4338-0303	
相談支援事業所花ゆめ	小川町 1259-1	51-4246	51-0493
相談支援事業所はるはる	栄町 8-1	42-3209	42-3209

(3) 諫早市障害者相談員

諫早市身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員は、市長からの委嘱を受けて、障害のある方や家族の方などからのいろいろな相談に応じ、必要な情報提供や助言などを行います。

(令和7年4月1日現在)

身体障害者相談員			知的障害者相談員		
氏名	電話番号	担当	氏名	電話番号	担当
森 多久男	24-8787	身体	山田 幸	51-4331	知的
明吉 哲哉	24-3507	身体	西野 悟	26-0481	知的
塚本 千徳	22-1239	身体	岡島 啓介	26-9252	知的
野中 秀文	48-1275	身体	土井 美由子	23-0600	知的
田川 サチコ	34-2116	身体	内川 十代一	26-5914	知的
岩永 寛一	25-4546	身体	中山 千鶴	48-0152	知的
今里 光太郎	090-8666-8406	身体	嘉村 順子	090-4988-8247	知的
梅澤 武生	56-9215	身体	精神障害者相談員		
片岡 二郎	22-5326	身体	氏名	電話番号	担当
松尾 茂春	43-1017	身体	平間 美代子	090-7154-5137	精神
原田 保宏	(FAX)26-0916	聴覚	川口 千代乃	090-5475-7238	精神
上田 憲三	090-5470-3236	視覚	荒木 明美	090-8220-9595	精神

(4) 障害者 110 番

障害者が地域において自立し、安心した生活が送れるよう人権を擁護し、福祉の向上を図ります。

名称	所在地	電話番号	FAX
長崎県手をつなぐ育成会	長崎市茂里町 3-24(長崎県総合福祉センター 4階)	095-846-8730	095-846-8738

電話相談は、月～金曜が電話、FAX または留守電。土・日・祝祭日が FAX 又は留守電。

面接相談は予約制。(電話で予約) 弁護士による相談は、受付整理後対応します。

相談内容は、障害者が暴力等による被害にあった場合や、その恐れがある状況におかれている場合の相談、障害者の財産上のトラブル及び財産管理の問題、結婚、家族、人間関係、契約、金融、年金、雇用、勤務条件、職場、施設での人間関係、教育等、各種福祉サービス等

(5) 長崎こども・女性・障害者支援センター

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳に関する相談のほか、身体障害のある方へは、補装具や福祉制度の相談等、知的障害のある方へは、地域生活の支援・相談等、精神障害のある方へは、自立支援医療の支給認定、就労準備支援等を行っています。

所在地	電話番号	FAX
長崎市橋口町 10-22	095-844-5132	095-844-1849

(6) 長崎障害者就業・生活支援センター

一般企業等へ就職を希望される方、離職して困っている方、職場の悩みなどの相談を受け、障害者職業センターや公共職業安定所と連絡して就業につなげる支援を行っています。

所在地	電話番号	F A X
本町 2-5	35-4887	56-8035

(7) 長崎障害者職業センター

地域の公共職業安定所と密接な連携のもとに、障害のある方々に対して、職業的自立のための職業能力の評価から職業指導までの一貫した職業リハビリテーションを行っています。相談の際には、事前の予約が必要です。

所在地	電話番号	F A X
長崎市茂里町 3-26	095-844-3431	095-848-1886

(8) 障害児等療育支援事業者

在宅障害児（者）の療育相談、福祉サービスの利用援助や施設利用の連絡調整を行っています。

名 称	所在地	電話番号	F A X
みさかえの園 総合発達医療福祉センター むつみの家	小長井町牧 570-1	34-3113	34-3526

(9) 長崎県発達障害者支援センター しおさい

自閉症等の発達障害のある本人や家族、その方々とかかわりのある関係機関の職員などに対して、専門的な支援を行っています。

所在地	電話番号	F A X
永昌東町 24-3	22-1802	22-1812

(10) 長崎県医療的ケア児支援センター つなぐ

医療的ケア児やその家族の様々な相談について、関係機関と協力しながら対応します。

所在地	電話番号	F A X
小長井町牧 559-15	27-6360	27-6370

(11) 長崎県難病相談・支援センター

難病患者の相談支援、就労支援など、関係機関と連携し支援を行います。

所在地	電話番号	F A X
長崎市茂里町 3-24	095-846-8620	095-846-8607

2. 障害者手帳

(1) 身体障害者手帳

【問合せ先】障害福祉課 Tel.22-1500

身体障害者手帳の交付を受けられる方は、身体の視覚（目）、聴覚・平衡（耳）、音声・言語（のど）、肢体（手・足）、心臓、呼吸器（肺）、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、免疫の機能に障害がある方で、県知事の認定を受けた方です。

まず、①障害福祉課にご相談ください。つぎに、②指定医師に診断書を書いてもらうようになります。そして、③障害の程度・等級を認定（県知事の認定）し、④手帳が交付され、認定内容に応じた援助措置や相談などが行われます。

- ①必要書類
- ア) 身体障害者手帳交付申請書
 - イ) 個人番号がわかるもの
(マイナンバーカード、通知カード等)
 - ウ) 指定医師の診断書
 - エ) 顔写真1枚（たて4cm×よこ3cm）
 - オ) 本人確認書類（運転免許証等）
- ②書類設置箇所
- 申請書・診断書の用紙は、障害福祉課・各支所地域総務課にあります。

「このような時は、必ず手続きを！」

i) 障害がなくなったとき	vi) 保護者が変わったとき(15歳未満)
ii) 障害の程度が変わったとき	vii) 手帳を紛失したとき
iii) 再認定を要する年月に近づいたとき	viii) 手帳が破損したとき
iv) 別の身体障害が新たに生じたとき	ix) 死亡したとき
v) 住所・氏名が変わったとき	

(2) 療育手帳

【問合せ先】障害福祉課 Tel.22-1500

療育手帳の交付を受けられる方は、知的機能の障害が発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため何らかの特別な援助を必要とする状態にある方で、県知事の認定を受けた方です。障害の程度により、A1, A2, B1, B2 の 4 段階に分けられます。

まず、①障害福祉課にご相談ください。つぎに、②長崎こども・女性・障害者支援センターで相談判定を受けます。そして、③障害の程度・等級を認定（県知事の認定）し、④手帳が交付され、認定内容に応じた援助措置や相談などが行われます。

- ①必要書類
- ア) 療育手帳交付申請書
 - イ) 個人番号がわかるもの
(マイナンバーカード、通知カード等)
 - ウ) 調査票
 - エ) 顔写真1枚（たて4cm×よこ3cm）
 - オ) 本人確認書類（運転免許証等）
- ②書類設置箇所
- 申請書・調査票用紙は、障害福祉課・各支所地域総務課にあります。

「このような時は、必ず手続きを！」

i) 障害がなくなったとき	v) 保護者が変わったとき
ii) 障害の程度が変わったとき	vi) 手帳を紛失したとき
iii) 再判定を要する年月に近づいたとき	vii) 手帳が破損したとき
iv) 住所・氏名が変わったとき	viii) 死亡したとき

(3) 精神障害者保健福祉手帳

【問合せ先】障害福祉課 TEL22-1500

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられる方は、精神障害のため長期にわたり日常生活や社会生活への障害がある方で、県知事の認定を受けた方です。病名でいうと、統合失調症・そううつ病・非定型精神病・てんかん・中毒性精神病・器質性精神病・その他の精神疾患ですが、知的障害は含まれません。

まず、①障害福祉課にご相談ください。つぎに、②主治医に診断書を書いてもらうようになります。そして、③障害の程度・等級を認定（県知事の認定）し、④手帳が交付され、認定内容に応じた援助措置や相談などが行われます。

- ①必要書類
- ア) 精神障害者保健福祉手帳交付申請書
 - イ) 主治医の診断書〔障害年金（精神障害分）の証書の写し等があれば、診断書は不要です。〕
 - ウ) 顔写真1枚（たて4cm×よこ3cm）
 - エ) 個人番号がわかるもの（マイナンバーカード、通知カード等）
 - オ) 本人確認書類（運転免許証等）
- ②書類設置箇所 申請書・診断書用紙は、障害福祉課・各支所地域総務課にあります。
- ③留意事項 手帳には有効期限があり2年毎に更新が必要です。更新手続きは有効期限の3か月前から可能です。

「このような時は、必ず手続きを！」

i) 障害がなくなったとき	v) 手帳を紛失したとき
ii) 障害の程度が変わったとき	vi) 手帳が破損したとき
iii) 更新を要する年月に近づいたとき	vii) 死亡したとき
iv) 住所・氏名が変わったとき	

ご存知ですか ヘルプマーク・ヘルプカード

◆援助や配慮が必要な人のためのマークです。

このマークを見かけたら「電車内で席をゆずる」「困っているようであれば声をかける」など、思いやりのある行動をお願いします。

◎ヘルプマークは、周りの人に援助が必要なことなどを知らせるためのものです。

◎ヘルプカードは、困ったときに助けをを求めるためのものです。

対象者：義足や人工関節を使用している方、内部障害の方、または、発達障害の方など
援助や配慮を必要としている方（手帳の有無は問いません）

配布先：障害福祉課・各支所地域総務課



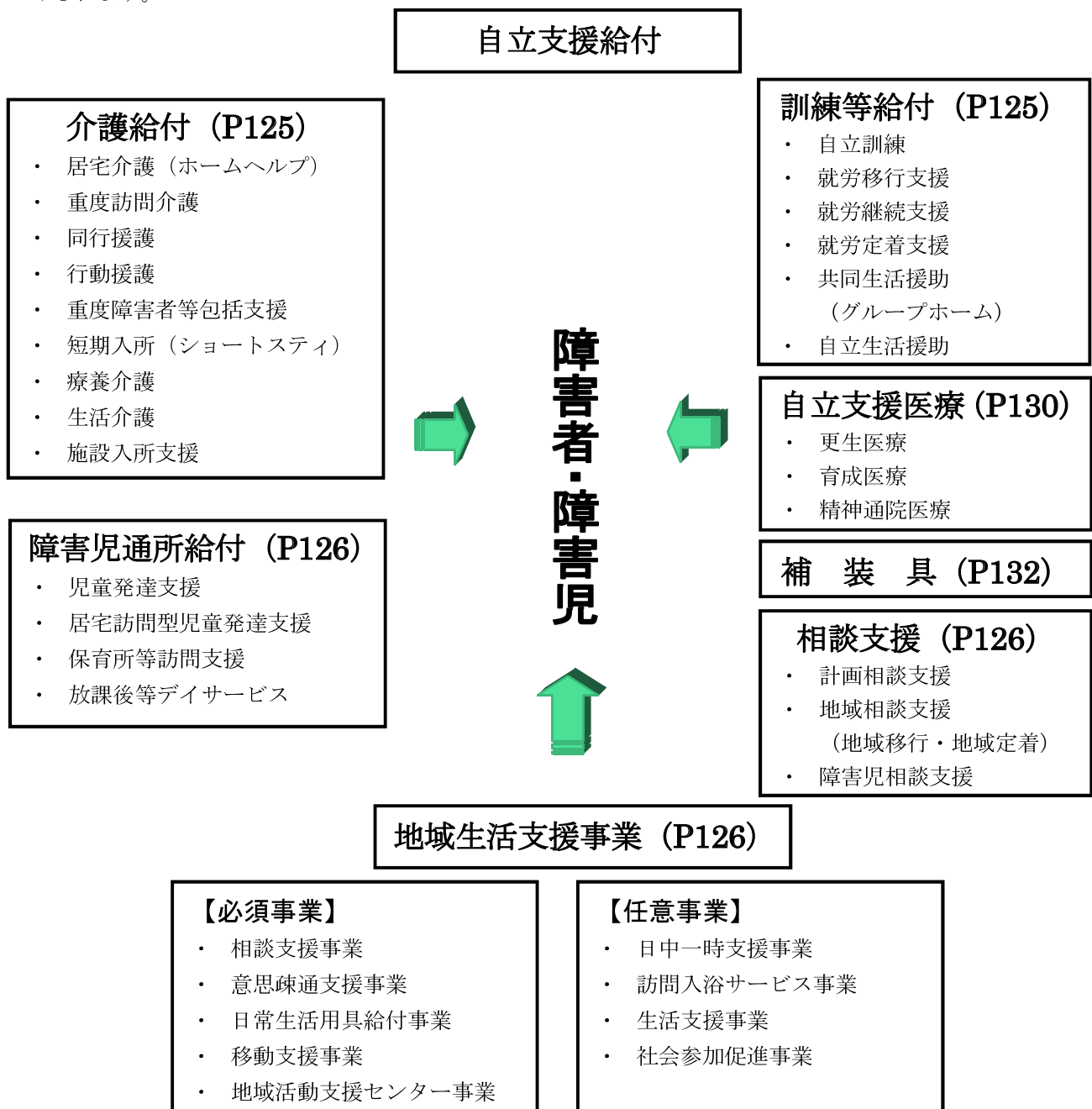
3. 障害福祉サービス

(1) 障害福祉サービスの体系

【問合せ先】障害福祉課 Tel.22-1500

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に定める障害福祉サービスは、全国一律に実施する「自立支援給付」と地域の実情に応じて実施する「地域生活支援事業」に区分されています。

障害福祉サービスは、障害のある人々（難病患者等を含む。）の自立を支えるために、介護給付費、訓練等給付費、障害児通所給付、自立支援医療費、補装具費の支給、地域生活支援事業のサービスが受けられます。



※ 精神通院医療の実施主体は県

(2) 介護給付

【問合せ先】障害福祉課 Tel.22-1500

種 別	サ ー ビ ス 内 容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅における、入浴、排泄、食事の介護等を実施
重度訪問介護	重度の肢体不自由者及び知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人で、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に実施
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する者に対して、移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護等の実施
行動援護	行動上著しい困難を有する人が行動するときに、危機を回避するために必要な支援、外出支援を実施
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に実施
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で、入浴、排泄、食事の介護等を実施
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を実施
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供
施設入所支援	障害者施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を実施

(3) 訓練等給付

【問合せ先】障害福祉課 Tel.22-1500

種 別	サ ー ビ ス 内 容
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を実施
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を実施
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に共同生活を行う住居で、相談・入浴・排泄または食事の介護やその他の日常生活上の援助を実施
自立生活援助	施設等を利用していた方に対して、定期的な巡回訪問や随時の対応により、生活面での課題はないか、体調に変化はないかなどの確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を実施

(4) 障害児通所給付

【問合せ先】障害福祉課 TEL22-1500

種 別	サ ー ビ ス 内 容
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児に対する支援を実施
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与等の支援を実施
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児の特性に合わせた集団生活の環境調整など専門的な支援を実施
放課後等デイサービス	小、中、高等学校に就学しており、授業の終了後又は休学日に支援が必要と認められた障害児に対する支援を実施

(5) 相談支援

【問合せ先】障害福祉課 TEL22-1500

種 別	サ ー ビ ス 内 容
計画相談支援	障害福祉サービス利用に必要なサービス等利用計画の作成、サービス等の利用状況の検証（モニタリング）、サービス事業者等との連絡調整などを実施
地域相談支援 (地域移行支援、地域定着支援)	障害者支援施設、精神科病院等を退所する18歳以上の障害者を対象として、地域移行計画の作成、相談、外出への同行支援、関係機関との調整等を実施し、地域移行後は、常時の連絡体制の確保し、緊急時には必要な支援を実施
障害児相談支援	障害児通所支援の利用に必要な障害児利用計画の作成、サービス等の利用状況の検証（モニタリング）、サービス事業者等との連絡調整などを実施

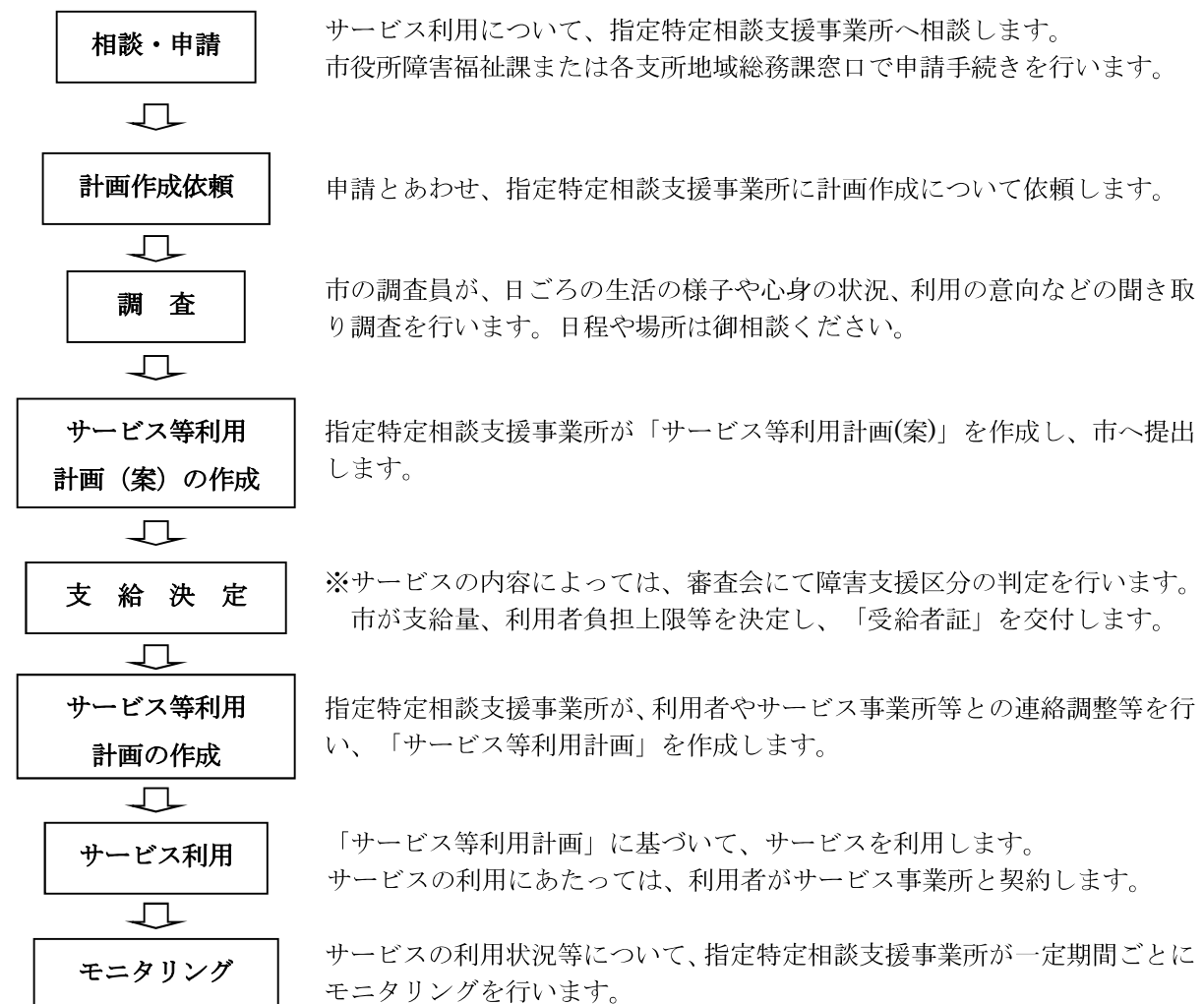
(6) 地域生活支援事業

【問合せ先】障害福祉課 TEL22-1500

種 別	サ ー ビ ス 内 容
相談支援事業	福祉に関する問題につき、障害者等または保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を実施
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることが困難な人に、手話奉仕員、要約筆記奉仕員の派遣を実施
日常生活用具給付事業	重度障害者に対し自立生活支援用具を給付 ※詳しくはP132を御覧ください。
移動支援事業	円滑に外出できるよう移動を支援
地域活動支援センター	創作的活動または生産活動の機会提供、社会との交流等を行う施設
日中一時支援事業	障害者等の日中活動の場を確保し、介護している家族の一時的な休息等を支援
訪問入浴サービス	訪問して入浴サービスを提供
生活支援事業	生活訓練講習会事業など
社会参加促進事業	スポーツレクリエーション教室開催事業など

(7) 障害福祉サービス利用手続

【問合せ先】障害福祉課 Tel.22-1500
各支所地域総務課
指定特定相談支援事業所



※サービス内容によっては、主治医の意見書を市から依頼し、審査会で障害支援区分の判定が必要になります（区分の決定まで1～2か月ほどの期間が必要です）。

(8) 利用者負担額

【問合せ先】障害福祉課 Tel.22-1500

利用者負担は、所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた月額負担上限の設定）に見直され、3障害共通した利用者負担の仕組みになりました。

区 分	(注1) 世帯の収入状況		月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得1	市町村民税	障害者又は障害児の保護者の収入が80万円以下の世帯(注1)	0円
低所得2	非課税世帯	上記以外	0円
一般	市町村民税	所得割16万円未満の世帯(注2)	9,300円
	課税世帯	上記以外	37,200円

(注1) 18歳以上(入所施設利用者は20歳以上)の障害者の「世帯」の範囲は「障害のある方及び同一の世帯に属する配偶者」です。

(注2) 障害児の世帯においては、所得割28万円未満であれば4,600円となります。

(9) 障害者福祉サービスと介護保険

【問合せ先】障害福祉課 Tel.22-1500
介護保険課 Tel.22-1500
各支所地域総務課

障害者についても、40歳以上65歳未満の医療保険加入者及び65歳以上の方は、介護保険適用除外施設（指定障害者支援施設、障害児入所支援施設等）に入所されている方を除き、介護保険の被保険者となり、介護保険料を納めることとなります。そして、65歳以上（特定疾病による場合は、40歳以上65歳未満）の障害者が要介護または要支援状態になった場合には、要介護又は要支援認定を受け、介護保険から保険給付を受けることができます。その際、障害者サービスと介護保険とで共通するサービスについては、介護保険から保険給付を受けることが基本となりますので、65歳以上（特定疾病による場合は、40歳以上65歳未満）の障害者が、次の介護サービスを利用しようとする場合は、介護保険法に基づく要介護等認定を受けていただくこととなります。

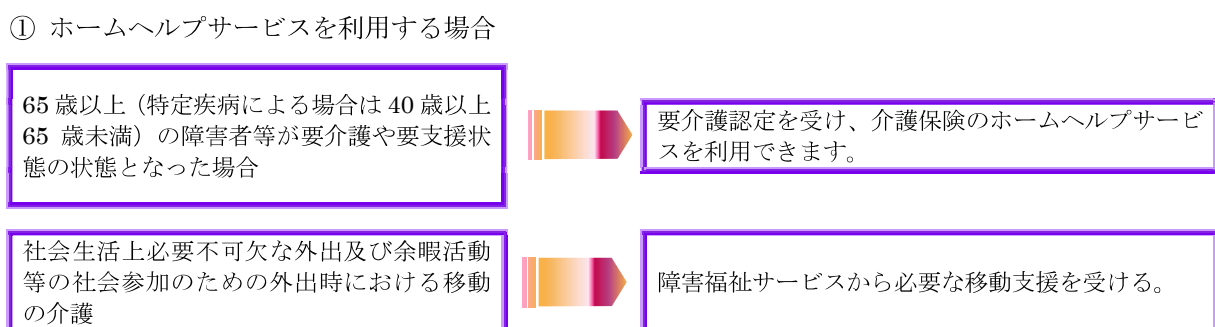
介護保険サービスは次のとおりです。

在宅サービス	施設サービス
① 訪問介護（ホームヘルプサービス） ② 訪問看護 ③ 訪問入浴介護 ④ 訪問リハビリテーション ⑤ 通所介護（デイサービス） ⑥ 通所リハビリテーション（デイケア） ⑦ 短期入所生活介護（ショートステイ） ⑧ 短期入所療養介護（医療型ショートステイ） ⑨ 福祉用具の貸与（レンタル） ⑩ 福祉用具の購入費の支給 ⑪ 住宅改修費の支給 ⑫ 居宅療養管理指導 ⑬ 小規模多機能型居宅介護	①介護老人福祉施設※ （特別養護老人ホーム） ②介護老人保健施設※ ③介護療養型医療施設※ （療養型病床群等） ④特定施設入所者生活介護 ⑤認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者のためのグループホーム） ※印のサービスは、要支援と認定された方は受けられません。

■ 施設サービスの適用関係



■ 在宅サービスの適用関係



市において適当と認められる支給量が、介護保険給付の区分支給限度額の制約から確保できないと認められる場合等



要介護認定を受け、介護保険のホームヘルプサービスを利用するほか、障害福祉サービスから必要なホームヘルプサービスを受けることができます。

聴覚障害者、視覚障害者、内部障害者及び知的障害者のうち、要介護認定の結果、原則として、非該当と判定された場合で、コミュニケーション援助、通院の介助など障害者に固有のニーズに基づくサービスが必要であると認められる場合



障害支援区分の認定を受け、必要がある場合には、障害福祉サービスからホームヘルプサービスを受けることができます。

② デイサービス等を利用する場合

65歳以上（特定疾病による場合は40歳以上65歳未満）の障害者等が要介護や要支援の状態となった場合



要介護認定を受け、介護保険のデイサービスを利用できます。

サービス内容や機能から、介護保険サービスには、相当するものがない障害福祉サービス固有のサービスと認められる場合



自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等は、引き続き利用できます。

③ ショートステイを利用する場合

65歳以上（特定疾病による場合は40歳以上65歳未満）の障害者等が要介護や要支援の状態となった場合



要介護認定を受け、介護保険のショートステイを利用できます。

④ 補装具費の給付を受けたい場合

車いす
電動車いす
歩行器
歩行補助つえ



既製品でよい場合



介護保険の保険給付



医師、更生相談所等により障害者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される場合



障害福祉サービスの補装具として給付できます。

上の品目以外



これまでどおり補装具費として給付できます。

⑤ 日常生活用具の給付を受ける場合

介護保険と共通する品目

特殊寝台、特殊マット、体位変換器、歩行支援用具、移動用リフト、特殊尿器、入浴補助用具、便器、簡易浴槽



介護保険の保険給付

介護保険にはない品目

視覚障害者用拡大読書器、聴覚障害者用通信装置、ネブライザー、頭部保護帽、電気式たん吸引器など



障害福祉サービスの日常生活用具給付等事業

■ 利用者負担軽減制度（新高額障害福祉サービス等給付費）

- ◎ 介護保険からサービスを受けたときは、原則としてかかった費用の1割を自己負担していただきます。
- 65歳にいたるまで長期間、障害福祉サービスを利用していた一定の高齢者は、介護保険利用料が軽減される場合があります。対象となる方の詳しい要件については、ご相談下さい。

4. 障害者医療

(1) 自立支援医療費（更生医療・育成医療）

【問合せ先】障害福祉課 Tel.22-1500
各支所地域総務課

■ 更生医療

障害を除去したり、障害の程度を軽くするために必要な医療（角膜手術・関節形成手術・外耳形成手術・心臓手術・人工透析療法・中心静脈栄養法など）に係る医療費の自己負担割合が原則1割となる制度です。さらに、障害者本人及び家族の方の市民税課税状況等によって、月額自己負担上限額が設定され、負担が重くなりすぎないようにしています。

なお、本制度を利用するためには、事前に自立支援医療指定医療機関の医師の意見書を添えて申請を行い、受給者証の交付を受ける必要があります。

- 必要書類
- ア) 身体障害者手帳
 - イ) 指定医療機関の意見書
 - ウ) 医療保険についてわかるもの（健康保険証、資格確認書等）
 - エ) 個人番号がわかるもの（マイナンバーカード、通知カード等）

■ 育成医療

18歳未満の肢体不自由・視覚・聴覚・音声障害又は先天性内臓疾患などの障害のある児童を対象に、生活能力を得るために必要な医療に係る医療費の自己負担割合が原則1割となる制度です。さらに、障害者本人及び家族の方の市民税課税状況等によって、月額自己負担上限額が設定され、負担が重くなりすぎないようにしています。

なお、本制度を利用するためには、事前に自立支援医療指定医療機関の医師の意見書を添えて申請を行い、受給者証の交付を受ける必要があります。

- 必要書類
- ア) 指定医療機関の意見書
 - イ) 医療保険についてわかるもの（健康保険証、資格確認書等）
 - ウ) 受診者本人及び保護者（申請者）の個人番号がわかるもの（マイナンバーカード、通知カード等）
 - エ) 保護者（申請者）の本人確認書類（運転免許証等）

(2) 自立支援医療費（精神通院）

【問合せ先】障害福祉課 Tel.22-1500
各支所地域総務課

精神科の病気に対する通院医療を受ける場合において、医療費の自己負担割合が原則1割となる制度です。さらに、障害者本人及び家族の方の市民税課税状況等によって、月額自己負担上限額が設定され、負担が重くなりすぎないようにしています。

対象となるのは、ある程度の重症度をもった精神症状や行動障害等が持続しているために、あるいは現在病状は安定しているが、現状を維持し再発を予防するために、継続的な通院による精神療法や薬物療法を必要とする精神障害のある方です。

本制度は、自立支援医療指定医療機関での利用となります。

- ①必要書類
- ア) 申請書、同意書
 - イ) 通院している医療機関の診断書（2年に一度）
 - ウ) 医療保険についてわかるもの（健康保険証、資格確認書等）
 - エ) 非課税収入の額がわかるもの（障害年金、遺族年金の年金証書、通知書等）
 - オ) 個人番号がわかるもの（マイナンバーカード、通知カード等）
- ②有効期間
- 有効期間は1年間です。継続する場合は、再申請が必要です。

(3) 心身障害者福祉医療費支給制度

【問合せ先】障害福祉課 Tel.22-1500

重・中度の心身障害者の方で、所得が一定範囲内の方に、かかった医療費の一部を支給します。支給を受けるためには、資格の認定申請が必要です。

- ①対象者** 身体障害者手帳 1～4 級をお持ちの方、療育手帳をお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方。ただし後期高齢者医療制度に加入している場合は身体障害者手帳 1 級、2 級、3 級、療育手帳 A1、A2、B1、精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方。
- ②手続きに必要なもの** 医療保険についてわかるもの（健康保険証、資格確認書等）、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、本人名義の預金通帳。
- ③助成の内容** 医療費（保険診療分）を医療機関に支払った後、福祉医療費支給申請書に、1 か月分の医療費の証明（1 か月、1 医療機関ごと）を記入してもらい、障害福祉課へ提出してください。支払った医療費から診療日数に応じて自己負担額を差し引きし、その差額分を支給（口座振込）します。
 ※後期高齢者医療制度に加入している方で、身体障害者手帳 3 級又は療育手帳 B1 をお持ちの方については、自己負担額を超えた額の半分が支給額となります。
 ※精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方は、支給対象が通院に限られます。（小・中学生の方）
 こども福祉医療と同様に、現物給付となります。
 病院・薬局受診時に福祉医療費受給者証を提示することで、医療費（保険診療分）のお支払いが福祉医療の自己負担額までとなります。
- ④留意事項**
- ア) 医療費の証明は、医療機関の発行する領収書（証明事項記載分）に代えることができます。但し、その際の領収書は返却しませんのであらかじめご了承ください。
 - イ) 院外処方箋の薬局分は自己負担額の差し引きがありません。
 - ロ) 支給申請書の提出は診療月の翌月以降からです。（市内各支所・出張所又は郵送でも可。）
 - エ) 申請は毎月 10 日〆切で受付、25 日に支給します。（〆日支給日とも、休日の場合は前日）
- ⑤自己負担額** 診療日数によって異なります（下表を参照）。

1 か月、1 病院ごと

診療日数	1日	月上限
自己負担額	800円	1,600円

※1か月に2日以上診療で支払額が1,600円以下の場合も支給対象とすることがあります。1日の支払いが自己負担額800円を超える場合、その差額が支給されます。

(4) 特定医療費（指定難病）の助成

【問合せ先】県央保健所 Tel.26-3306

難病の治療に係る医療費について、県が国の補助を受けて助成する制度です。

5. 補装具、日常生活用具等

(1) 補装具費の支給

【問合せ先】障害福祉課 Tel.22-1500

身体障害者手帳の交付を受けている方及び難病患者等に対し、身体の欠損または機能の損傷を補い、日常生活または職業生活を容易にするために必要な用具の購入・修理に要する費用を支給します。

- ◎ 手続きは、指定医師による診断判定を受診した後（児童は指定自立支援医療機関の医師も可）、申請書に意見書と処方箋を添えて申請します。原則として長崎こども・女性・障害者支援センターの書類判定（文書判定）手続きを経て交付の可否が決定されますが、補装具の種類によっては同センターに向いて判定（来所判定）を受ける必要があります。
- ◎ 障害者本人及びその配偶者（ただし障害児については、保護者の属する世帯全員）の課税状況に応じて自己負担（原則1割）があります。
- ◎ 他の公的制度（医療保険、介護保険、戦傷病者援護、年金保険、公的扶助、労働災害補償）が利用できる場合は、他の制度が優先適用されます。
- ◎ 申請前にご自分の判断で購入された場合の追認はできません。必ず事前に申請してください。

「補装具の種目」

障害部位	種 目
上肢 下肢 体幹	義手、義足、上肢装具、下肢装具、靴型装具、体幹装具、車椅子、電動車椅子、姿勢保持装置、歩行補助つえ、歩行器、重度障害者用意思伝達装置
	児童のみ 座位保持椅子、起立保持具、排便補助具、頭部保持具
視覚	義眼、視覚障害者安全つえ、眼鏡
聴覚	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）

※ 障害等級や年齢等の制限、給付できる補装具の指定、負担上限額、耐用年数があります。

(2) 日常生活用具の給付

【問合せ先】障害福祉課 Tel.22-1500

在宅の重度障害児・者を対象に、自力での日常生活を容易にするための用具を給付します。必要な場合は事前にご相談ください。

- ◎ 障害の程度・内容、家族の状況などを審査または調査の上、給付します。
 - ◎ 障害者本人又は、世帯の課税状況に応じて、自己負担（原則1割）があります。
 - ◎ 交付対象の可否、申請の方法については、障害福祉課へお問い合わせください。
 - ◎ 申請手続きに必要なもの：業者の見積書、申請書、身体障害者手帳又は療育手帳、個人番号がわかるもの（マイナンバーカード、通知カード等）、用品のカタログ
 - ◎ 介護保険対象者は、介護保険による貸与または購入費の支給が優先となります。
- ※ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）については、図面や写真等の添付資料が必要です。

「日常生活用具の種目」

区分	給付品目
肢体不自由	便器、便器（手すり付）、特殊寝台、訓練用ベッド、訓練いす、特殊マット、移動・移乗支援用具（手すり・スロープ等）、 <u>居宅生活動作補助用具（住宅改修費）（注）</u> 、移動用リフト、入浴補助用具、入浴担架、体位変換器、特殊尿器、特殊便器、T状杖・棒状杖、頭部保護帽、情報・通信支援用具
視覚障害	視覚障害者用体温計（音声式）、電磁調理器、視覚障害者用体重計、視覚障害者用拡大読書器、点字図書、視覚障害者用ポータブルレコーダー、歩行時間延長信号機用小型送信機、視覚障害者用時計、点字タイプライター、点字ディスプレイ、視覚障害者用活字文書読上装置、点字器、情報・通信支援用具、視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）
聴覚・音声・言語障害	聴覚障害者用通信装置（ファックス）、携帯用会話補助装置、聴覚障害者用屋内信号装置、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置
その他の身体障害	火災警報器、自動消火器、透析液加温器、酸素ボンベ運搬車、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、ストマ装具、採尿器、パルスオキシメーター
知的障害	特殊マット、特殊便器、電磁調理器、頭部保護帽、火災警報器、自動消火器

※ 障害等級や年齢等の制限、給付の上限額、耐用年数があります。

※ 給付品目によっては、難病患者等も給付の対象になります。

（注）居宅生活動作補助用具（住宅改修費）は、助成の対象となる工事内容が決められています。

対象となる工事の種類	具体的な範囲
①手すりの取付け	廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移動動作に資することを目的として設置するもの
②段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差を解消するための工事であって、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げなど
③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	居室においては畳敷きから板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材のすべりにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更など
④引き戸などへの扉の取替え	
⑤洋式便器などへの便器の取替え	
⑥その他①～⑤に付帯する工事費	各号に付帯する工事は以下が基準になります。 ①手すりの取付けのための壁の下地補強 ②浴室の床の段差解消（床の嵩上げ）に伴う給排水設備工事 ③床材変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料変更のための路盤の整備 ④扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事 ⑤便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係る工事費を除く）、便器の変更に伴う床材の変更

◎ 次の工事は除かれますのでご注意ください。

- ア) 椅子、ベッド等固定しない機器の購入費
- イ) 日常生活用具の給付に伴う費用
- ウ) 公共下水道、小型合併浄化槽の設置及び配管など設備に要する費用
- エ) 予防的改造

6. 社会参加の促進

(1) 手話通訳奉仕員・要約筆記者の派遣

【問合せ先】障害福祉課 TEL 22-1500
FAX 24-0901

聴覚や音声・言語機能などに障害のある方のコミュニケーションや相談を円滑にするため、次のような場合、手話通訳奉仕員または要約筆記者を派遣します。

- ①通訳奉仕員の派遣内容 公的機関や医療機関に赴く等社会生活上外出が必要な場合に、市に登録された奉仕員等を派遣します。
- ②利用料 無料 ただし、事前の予約が必要です。

(2) 点字・声の広報等発行

【問合せ先】障害福祉課 TEL 22-1500
FAX 24-0901

「広報諫早」や「市議会だより」等を、点字・音声録音の方法により、視覚障害のある人に定期的に提供します。

- ①対象者 視覚障害のため文字による情報入手が困難な人
- ②利用料 無料

(3) 自動車運転免許取得費の助成

【問合せ先】障害福祉課 TEL 22-1500
FAX 24-0901

身体障害者手帳の交付を受けた肢体、聴覚障害又は内部機能に障害がある方が、自動車運転免許証を取得しようとするとき、その費用の一部を補助します。

- ①対象者 上下肢機能、体幹機能、聴覚機能又は内部機能に4級以上の障害がある方で市内在住1年以上の方が対象です。
- ②所得による制限 申請者の属する世帯の前年度の所得税額が14万円以下であること。
- ③助成額 自動車学校教習料など免許取得に要した費用に対して、3分の2以内の額で10万円が限度。
- ④手続き まず、免許取得の教習開始前にご相談ください。運転免許証の取得後に、運転免許証の写し、身体障害者手帳の写し、教習料・検定料の領収書等の提出が必要です。

(4) 自動車改造費の助成

【問合せ先】障害福祉課 Tel.22-1500

身体障害者手帳の肢体・体幹機能障害 1 級・2 級の方が就労などのために使う自動車のハンドルに握りをつけたり、ブレーキやアクセルを手動にするなどの改造をしたとき、改造費の一部を助成します。

- ①対象者 次のすべての要件に該当する方です。
 ア) 上肢機能障害、下肢機能障害・体幹機能障害の個別等級が 1 級・2 級の方
 イ) 就労などのため、障害者本人が所有し運転する自動車を改造（操行装置又は駆動装置等）する方
 ウ) 前年の所得金額が、特別障害者手当の所得制限額を超えない方
 エ) 市内に 1 年以上居住する方
- ②助成額 10 万円を限度に、改造に要した費用
- ③手続き 改造見積書、カタログ、身体障害者手帳、運転免許証、改造前の写真、車検証の提出が必要です。

※手続き前に改造された場合は対象となりませんのでご注意ください。

(5) 障害者交通費助成

【問合せ先】障害福祉課 Tel.22-1500

身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた在宅の方が外出する際の交通費の一部を助成します。チケット制です。福祉タクシー利用券と福祉自動車燃料券のいずれか選択となります。

- ①対象者 ア) 療育手帳 A1, A2 の交付を受けた方
 イ) 障害の内容が下肢又は体幹機能障害の個別等級が 1 級又は 2 級の身体障害者手帳の交付を受けた方で、車椅子を日常的に使用する方
 ウ) 視覚障害 1 級の身体障害者手帳の交付を受けた方
 エ) 精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けた方
- ②助成額 【福祉タクシー利用券】 500 円券×48 枚綴り
 【福祉自動車燃料券】 500 円券×12 枚綴り
- ③留意事項 諫早市内の登録している事業所に限ります。

(6) 医療的ケア児社会参加支援事業

【問合せ先】障害福祉課 TEL22-1500

訪問看護師による医療的ケアを受けられているお子さまの外出時のサポート等や家族の休息時間の確保や介護負担の軽減、きょうだい児（障害のある児童の兄弟姉妹）と過ごす時間の創出を行うため、訪問看護ステーション等の看護師が家族の代わりに看護を提供します。

- | | |
|-------|--|
| ①対象者 | 下記(1)～(5)の要件の全てに該当する医療的ケアの家族
(1) 諫早市内に住所を有すること。
(2) 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。
(3) 在宅で同居の障害児の保護者又は障害児の介護を行う者(以下「保護者等」という。)による介護を受けて生活していること。
(4) 医師の訪問看護指示書(保険医療機関及び保険医療養担当規則第19条の4第1項の規定に基づく訪問看護指示書)による医療的ケアを必要としていること。
(5) 訪問看護(健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する訪問看護)により医療的ケアを受けていること。 |
| ②内容 | 医療保険適用外の訪問看護の提供 |
| ③利用時間 | 年間48時間まで |
| ④料金 | この事業における訪問看護の提供に関しては自己負担なし |
| ⑤申請方法 | 現在利用されている訪問看護ステーションへご相談ください |

(7) ファクス 119 番・NET119【問合せ先】県央地域広域市町村圏組合消防本部
通信指令センター FAX 23-0159

聴覚や音声・言語機能などに障害がある方が、緊急時に消防署へ通報できるしくみです。ファクス番号の119番や専用のインターネットサイトを通じて、消防本部通信指令センターへつながります。

※NET119については、事前に登録をされた方のみがご利用可能となります。登録は消防本部通信指令課で行ってください。ご不明な点は障害福祉課にもお尋ねできます。

(8) ファクス 110 番【問合せ先】障害福祉課 TEL 22-1500
FAX 24-0901

聴覚や音声・言語機能などに障害がある方が、緊急時に警察へ通報できるしくみです。専用のファクス番号と通報用紙がありますので、障害福祉課までお尋ねください。

(9) NET118【問合せ先】海上保安庁
警備救難部 管理課
TEL/FAX 03-3591-6361

聴覚や発話に障害のある方のためのインターネットを使用した緊急時の通報サービスです。携帯電話・スマートフォンを使い、素早く海上保安庁に通報することができます。

※事前登録制のサービスです。

7. 手当等

(1) 障害児・者に対する手当一覧

【問合せ先】障害福祉課 TEL 22-1500
FAX 24-0901

	特別障害者手当	障害児福祉手当	諫早市中心身障害児福祉手当	特別児童扶養手当
支給対象者	障害者本人	障害児本人	障害児の保護者(市内に1年以上住所を有する)	障害児の保護者
対象年齢	20歳以上	20歳未満	20歳未満	20歳未満
併給関係	(障害年金と併給できません。)	ア) 特別児童扶養手当と併給できます。 イ) 諫早市中心身障害児福祉手当とは併給できません。	ア) 特別児童扶養手当と併給できます。 イ) 障害児福祉手当とは併給できません。	ア) 障害児福祉手当と併給できます。 イ) 諫早市中心身障害児福祉手当と併給できます。
所得制限	あります。 ア) 本人 イ) 配偶者 ウ) 扶養義務者	あります。 ア) 本人 イ) 配偶者 ウ) 扶養義務者	ありません。	あります。 ア) 本人 イ) 配偶者 ウ) 扶養義務者
該当	在宅者(通所施設の利用可)	在宅者(通所施設の利用可)	在宅者(通所施設の利用可)	在宅者(通所施設の利用可)
非該当	ア) 医療機関等に3か月を超えて入院している場合 イ) 施設入所	ア) 対象児が障害年金を受給している場合 イ) 施設入所	ア) 対象児が障害児福祉手当を受給している場合 イ) 施設入所	ア) 対象児が障害年金を受給している場合 イ) 施設入所 ウ) 対象児又は保護者が日本国内に住所を有しない場合
月額	29,590円	16,100円	2,000円	1級 56,800円 2級 37,830円
障害程度	重複する重い身体障害や、重い知的障害があるため、寝たきりなどの状態にあり、日常生活のためのほとんどの動作に介助が必要。 障害程度は、診断書等障害程度が明らかになる文書により審査します。	重い身体障害や、重い知的障害があるため、日常生活のためのほとんどの動作に介助が必要。 障害程度は、診断書等障害程度が明らかになる文書により審査します。	身体障害者手帳1～3級、または、精神保健福祉手帳1～2級の交付を受けた方。知的障害は知能指数が50以下。 障害程度は、手帳等により審査します。	心身の障害が中度又は重度。 障害程度は、診断書により県が審査します。

※施設とは、法に規定する施設になります。

(2) 特別障害者手当

【問合せ先】障害福祉課 TEL 22-1500
FAX 24-0901

20歳以上で重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給されます。

- ①必要書類
- ア) 認定請求書
 - イ) 所定の診断書
 - ウ) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、被爆者健康手帳
 - エ) 承諾書
 - オ) 本人名義の預金通帳
 - カ) 本人が年金を受給している場合は年金手帳又は年金証書及び公的年金源泉徴収票等前年の受領額がわかるものが必要です。
 - キ) 所得状況届
 - ク) 振込口座申出書
 - ケ) 個人番号がわかるもの（個人番号カード、通知カード等）
 - コ) 本人確認書類（運転免許証等）
- ②支給月 5月、8月、11月、2月（年4回）
- ③手当額 29,590円／月額（令和7年4月1日現在）

次に該当する方は支給されません。（支給中の方も資格喪失・支給停止になります。）

- i) 施設に入所している方（ただしグループホーム、有料老人ホームは除く）
- ii) 病院などに3か月以上入院している方
- iii) 本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額を超える方
- iv) 原爆被爆者の介護手当、公害被害補償法及び予防接種法の手当とは併給調整があります。

(3) 障害児福祉手当

【問合せ先】障害福祉課 TEL 22-1500
FAX 24-0901

20歳未満で重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給されます。

- ①必要書類
- ア) 認定請求書
 - イ) 所定の診断書
 - ウ) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
 - エ) 承諾書
 - オ) 本人名義の預金通帳
 - カ) 所得状況届
 - キ) 振込口座申出書
 - ク) 個人番号がわかるもの（個人番号カード、通知カード等）
 - コ) 本人確認書類（運転免許証等）
- ②支給月 5月、8月、11月、2月（年4回）
- ③手当額 16,100円／月額（令和7年4月1日現在）

次に該当する方は支給されません。（支給中の方も資格喪失・支給停止になります。）

- i) 施設に入所している方
- ii) 障害を支給事由とする公的年金等を受給している方
- iii) 本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額を超える方

(4) 諫早市心身障害児福祉手当

【問合せ先】障害福祉課 Tel.22-1500

精神又は身体に障害を有する児童を養育する保護者の方に支給されます。ただし、障害児福祉手当が支給される児童、及び施設に入所されている児童の保護者には支給されません。

- ①対象者 身体障害者手帳等級3級以上、知能指数が50以下、精神障害者保健福祉手帳等級2級以上の障害を有する児童の保護者で、1年以上諫早市に住所を有する方
- ②必要書類
 ア) 支給申請書
 イ) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
 ウ) 保護者名義の預金通帳
 エ) 振込口座申出書
- ③支給月 9月、3月(年2回)
- ④手当額 2,000円/月額(令和7年4月1日現在)

(5) 特別児童扶養手当

【問合せ先】障害福祉課 Tel.22-1500

心身に中度又は重度の障害のある20歳未満の児童を養育している父、母、若しくは父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

- ①必要書類
 ア) 認定請求書
 イ) 児童の就学状況についての申立書
 ウ) 所定の診断書
 エ) 戸籍謄本
 オ) 同一住所地の居住者等に係る申立書
 カ) 保護者名義の預金通帳
 キ) 個人番号がわかるもの(個人番号カード、通知カード等)
 ク) 本人確認書類(運転免許証等)
- ②手当月額
 ア) 1級(対象児童1人あたり) 56,800円/月額(令和7年4月1日現在)
 イ) 2級(対象児童1人あたり) 37,830円/月額(令和7年4月1日現在)
- ③支給月 4月、8月、11月(年3回)
- ④支給方法 保護者名義の口座へ振込

次に該当する場合は支給されません。(支給中の方も資格喪失・支給停止になります。)

- i) 児童が児童養護施設等に入所している場合
 ii) 児童が障害を理由として年金を受けることができる場合
 iii) 受給資格者、扶養義務者に一定以上の所得がある場合
 iv) 児童又は保護者が日本国内に住所を有しない場合

(6) 心身障害者扶養共済制度

【問合せ先】障害福祉課 Tel.22-1500

心身に障害があるために独立自活することが困難な方を扶養している保護者の方が、その生存中に毎月一定の掛金をかけ、万一のことがあった場合に、後に残された心身障害者に終身一定の年金を支給する制度です。

- ①対象となる心身障害者
 ア) 知的障害の方
 イ) 身体障害者手帳が1級から3級までの方
 ウ) 心身に永続的な障害を持ち、その障害程度が、ア)イ)と同程度の方
- ②加入要件
 現に上記の心身障害児者を扶養している方で、
 ・県内に住んでいること。
 ・65歳未満であること。
 ・特別の疾病や障害がなく、生命保険に加入できる健康状態にあること。

8. 障害基礎年金

国民年金加入期間中に初診日がある病気やけがで障害者になったときに支給されます。

(1) 障害基礎年金の受給要件

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

障害基礎年金を受給するためには、以下のすべてを満たしていることが要件となります。

- ① 初診日において国民年金の被保険者であるとき、又は国民年金の被保険者であった人が国内に住所があり、60歳以上65歳未満のとき。※20歳前に初診日があるときも含みます。
- ② 障害認定日（初診日から1年6か月を経過した日、又は症状が固定した日）に、国民年金法施行令で定められた「1級」又は「2級」に該当するとき。
- ③ 初診日の属する月の前々月までに、国民年金の被保険者期間がある場合、保険料を納めた期間と免除期間を合わせた期間が3分の2以上あるとき。なお、令和8年3月31日以前に初診日のある傷病での障害については、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の滞納がなければよいことになっています。（ただし、初診日に65歳未満でなければなりません。）

■ 20歳前に障害になった人

20歳に達する前に初診日がある病気やけがで障害になった場合は、20歳に達したとき（障害認定日が20歳以後のときはその障害認定日）に、国民年金法施行令で定められた障害の程度が、1級又は2級の状態にある人。

■ 昭和61年3月31日以前から障害福祉年金を受給していた人

障害基礎年金は支給されず、引き続き旧国民年金法による障害年金が支給されます。

(2) 障害基礎年金の年金額

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

令和7年度の年額は、障害の程度により次のようになっています。（令和7年4月1日現在）

- 1級障害の人** 年額 1,039,625円（月額 86,635円）
2級障害の人 年額 831,700円（月額 69,308円）

※ 障害基礎年金の受給権者によって生計を維持されている子については、下記の加算があります。
 ただし、子が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで。
 （子が障害者の場合は20歳未満）

子の加算額	1人目、2人目	……………	年額	1人	239,300円
	3人目以降	……………	同		79,800円

(3) 障害基礎年金の受給申請手続きに必要なもの

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

申請の手続きには、戸籍謄本、診断書（傷病によってはレントゲンフィルムも必要）、病歴・就労状況等申立書、本人名義の預金通帳などが必要です。

9. 特別障害給付金

国民年金への加入が任意だったために加入せず、その間に障害を負ったために障害基礎年金を受けられない人に特別障害給付金が支給されます。

(1) 特別障害給付金の支給対象者

【問合せ先】保険年金課 Tel.22-1500

昭和 61 年度前の現在の第 3 号被保険者にあたる人や平成 3 年度前の学生などで、任意加入していなかった期間に初診日がある傷病により障害等級 1、2 級の認定を受けた人。（ただし、65 歳の誕生日の 2 日前までに、その障害に該当する人。）

(2) 特別障害給付金の支給額

【問合せ先】保険年金課 Tel.22-1500

令和 7 年度の支給額は、次のようになっています。

1 級障害の人	年額 682,200 円(月額 56,850 円)
2 級障害の人	年額 545,760 円(月額 45,480 円)

10. その他

(1) 日常生活自立支援事業

【問合せ先】福祉あんしんセンター諫早
(諫早市社会福祉協議会) Tel.24-5100

判断能力が不十分なために適切なサービスを受けることが困難である方が、地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払いなどを支援する事業です。

■ 利用できる方（次のいずれにも該当する方）

- ・ 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分なために、福祉サービスの利用や日常的金銭管理が適切にできない方
- ・ 本事業の契約内容について判断できる能力を有していると認められる方

■ 援助の内容

①福祉サービスの利用援助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉サービスについての説明や助言 ・ 福祉サービスの利用・終了手続きの援助 ・ 福祉サービス利用の支払援助 ・ 福祉サービスに関する苦情解決制度を利用する手続きの援助
②日常的金銭管理サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金の払い出し、預け入れ ・ 家賃、公共料金、医療費、税金などの支払い ・ 年金、手当などの受領
③生活改善のための情報提供、助言、手続きの援助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種制度の情報提供及び手続き支援
④書類等の預かりサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期預金通帳、銀行印、実印 ・ 契約書類、不動産権利証など <p>※ただし、宝石、骨董品等は預かることはできません。</p>

※ただし、②～④のみでの利用はできません。

■ 利用料

福祉サービスなどについての相談	無料
利用者に代わって行う、お金の出し入れや支払い、役所の手続き、福祉サービスの利用のための手続きなど	1回 1,200円
書類等の保管	実費

※ただし、生活保護をうけている方は、個人負担がありません。

(2) 成年後見申立相談援助事業

【問合せ先】諫早市社会福祉協議会 Tel.24-5100

認知症の方、知的障害や精神障害のある方など判断能力の不十分な方々は、財産管理や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪質商法などの被害にあうおそれがあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し支援するのが成年後見制度です。

諫早市社会福祉協議会では、成年後見制度の仕組みや制度の利用手続きなどに関する相談に応じます。

■ 法定後見制度利用までの流れ

① 申立人を決める

申立人	本人、配偶者、四親等以内の親族
-----	-----------------

② 申立てをする

必要書類	申立書、申立事情説明書、親族関係図、診断書（成年後見用）、財産目録、財産を証明する書類、戸籍謄本、登記されていないことの証明書 等
------	---

③ 家庭裁判所での審理

審理	家庭裁判所の担当者が本人・申立人と面接等の調査を行う。 また、必要時には、判断能力の鑑定（医師による診断）を実施する。
----	--

④ 成年後見人等が選任される

成年後見人等の確定	本人・申立人に審判書が郵送され、それを受け取ってから 2 週間後に成年後見人等が確定
-----------	--

(3) 要援護者登録制度

【問合せ先】障害福祉課 Tel.22-1500
地域福祉課 Tel.22-1500

■ 要援護者とは

生活の基盤が自宅にある人のうち、以下のいずれかの要件に該当する人であって、災害時に災害情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難で、第三者の支援を要する人

要援護者	<ul style="list-style-type: none"> ■ ひとり暮らしの高齢者 ■ 高齢者のみの世帯の高齢者 ■ 昼間高齢者のみの世帯の高齢者 ■ 身体に障害のある人（身体障害者手帳 1・2・3 級） ■ 知的障害のある人（療育手帳 A1・A2） ■ 精神障害のある人（精神障害者保健福祉手帳 1・2 級） ■ 介護保険の要支援及び要介護認定者 ■ その他、災害時に災害情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難で、第三者の支援を必要とする人
------	---

■ 要援護者登録制度

要援護者が緊急時などに地域の中で必要な支援が受けられるようにするため、要援護者からの申請によって、要援護者台帳を整備するための制度です。

台帳には要援護者の住所、氏名、生年月日、連絡先、家族構成、そのほか支援に必要な情報など、個人情報記載され、その情報は、市の関係部署や消防署、地域の民生委員・児童委員や自治会などに提供し、日頃の見守りや災害時の支援体制を整えるために活用します。このため、申請に際しては、登録情報を外部提供することについての同意が必要となります。

また、登録に際しては、見守りネットワーク協力員（隣近所で支援していただける人）を原則として自ら見つけていただき登録を行います。見守りネットワーク協力員を見つけられなくても申請できます。

○申込先 民生委員・児童委員又は地域福祉課、障害福祉課

■ 見守りネットワーク協力員

要援護者に対する平常時からの見守りや、災害が発生しそうな場合や発生した場合に、災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難したりする等の支援に心がけていただく人です。避難支援は、可能な範囲で支援を行っていただくもので、責任を伴うものではありません。

II. 公共料金の割引等

(1) JR料金

【問合せ先】最寄りの各駅まで

障害者手帳をお持ちの方には、JRの運賃割引があります。

種別	適用	内容
身障第1種 療育A1・A2 精神1級	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 急行券	本人・介護者ともに5割引です。 ※ただし、本人のみが乗車するときは、片道100kmを超えて利用する場合に割引になります。
身障第2種 療育B1・B2 精神2・3級	普通乗車券	片道100kmを超えて利用するとき、本人のみ5割引です。
	定期乗車券	12歳未満の障害児が定期券を使用して介護者とともに乗車するとき、介護者の定期券が5割引となります。
ジパング 倶楽部	特急券 指定席券 等	男子60歳・女子55歳以上で年会費制により特急券・座席指定券ほかの割引を受けられます。 長崎県身体障害者福祉協会へ手続きが必要です。 年会費1,400円が必要です。 ※寝台券、グリーン個室券、新幹線（のぞみ・みずほ）の特急券は対象外です。

※ 第1種・第2種及びA・B又は1～3級の区分は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳に表示されています。ご利用の際は、手帳を駅の窓口で提示してください。

(2) 航空運賃

【問合せ先】各航空会社まで

障害者手帳をお持ちの方には、航空機の運賃割引があります。

種別	内容
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	12歳以上の本人・介護者に割引があります。 割引されるための要件は航空会社ごとに異なりますので、詳しくは各航空会社にお問い合わせください。

※ご利用の際は、手帳を航空券販売窓口へ提示してください。

(3) バス運賃・タクシー料金

【問合せ先】各バス、タクシー会社まで

障害者手帳をお持ちの方には、路線バスやタクシーの運賃割引があります。

対象者	路線バス運賃 (精神障害者保健福祉手帳は、県内バス会社に限る)		タクシー運賃
身障第1種 療育A1・A2 精神1級	普通料金	本人・介護者とも5割引です。	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 } 1割引
	定期料金	本人・介護者とも3割引です。 ※小児定期乗車券は除きます。	
身障第2種 療育B1・B2 精神2・3級	普通料金	本人 5割引です。	
	定期料金	本人 3割引です。 ※小児定期乗車券は除きます。	

※ 第1種・第2種及びA・B又は1～3級の区分は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳に表示されています。利用の際は、手帳を運転士等へ提示してください。

(4) 有料道路料金

【問合せ先】障害福祉課 TEL22-1500
各支所地域総務課

身体障害者手帳または療育手帳A1・A2の交付を受けた方が、高速道路などの有料道路を利用するとき、次の条件に該当する場合は、通行料金が5割引になります。

- ①手続きに必要なもの(新規、更新、変更いずれも)
- ア) 身体障害者手帳または療育手帳
 - イ) 車検証 (自動車を登録しない場合不要)
 - ロ) 身障手帳2種の方は本人の免許証
… ETCを利用する場合は、次のものもあわせて必要です。
 - ハ) 障害者本人名義のETCカード (未成年の場合は親の名義のものでも可)
 - ニ) 「ETC車載器セットアップ申込書・証明書」のお客様控え
 - ホ) 110円切手 (申込みは郵送になります。封筒は準備してあります。)
- ※ ETCレーン利用での割引は、申込みから利用まで3～4週間ほどかかります。

- ②留意事項
- 有効期限があり、更新手続きが2年に1度必要です。期限の2か月前から手続きができます。対象になる自動車の所有者や、車種などには条件があります。

親族や知人等の所有する自動車や、レンタカー、車検時の代車、タクシー (本人運転除く)、福祉有償運送車両 (本人運転除く) など、申請時に登録されていない自動車であっても、ETCレーン以外の料金所であれば、手帳の提示により、本割引の対象となります。(ただし、事前の申請は必要です)

対象者	区分	内容	対象車両
身障第1種 療育A1・A2	介護者 運転	介護者が、障害者を乗せて有料道路を利用するとき。	障害者の方お1人につき1台を事前に登録できます。
身障第2種	本人 運転	障害者が、自ら運転して有料道路を利用するとき。	

(5) 駐車禁止除外措置

【問合せ先】諫早警察署

身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、次にあてはまる歩行が困難な方が運転する自動車については、駐車禁止の区域に駐車できる許可証を受けることができます。

①対象者

手帳の種類及び区分		手帳の等級等	
身体障害者手帳	視覚障害	1級～3級までの各級及び4級の1	
	聴覚障害	2級及び3級	
	平衡機能障害	3級	
	上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2	
	下肢不自由	1級～4級までの各級	
	体幹不自由	1級～3級までの各級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（－上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
		移動機能	1級～3級までの各級（－下肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
	心臓機能障害	1級及び3級	
	じん臓機能障害		
	呼吸器機能障害		
	ぼうこう又は直腸の機能障害		
	小腸機能障害		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級までの各級	
肝臓機能障害			
療育手帳	重度の障害		
精神障害者保健福祉手帳	1級の障害		
戦傷病者手帳	視覚・聴覚・平衡・体幹機能障害	特別項症から第四項症までの各項症	
	上肢・下肢・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症	
小児慢性特定疾患児手帳	色素性乾皮症の認定を受けている方		
医療受給者証			

②使用方法 許可証を運転席の前に置きます。（交差点、トンネル、坂の頂上等、除外の対象外の区域があります。）

手続き 諫早警察署で駐車許可証の交付を受けてください。

(6) 身体障害者標識（身体障害者マーク）

【問合せ先】交通安全協会

肢体不自由で条件付き免許（例…義手、義足、装具、AT車に限る等）を持つ方が運転する自動車のための「身体障害者標識（身障者マーク）」があります。このマークをつけた車に対して、幅寄せや割り込みが禁止されています。マークは、車の前面と後面の見えやすい位置につけます。

図柄 図柄は青地に白で四葉のクローバーがデザインされています。



(7) 聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）

聴覚障害者であることを理由免許に条件を付されている方が運転する自動車のための「聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）」があります。このマークをつけた車に対して、幅寄せや割り込みが禁止されています。マークは車の前面と後面の見えやすい位置につけます。

図柄 緑地に黄色で蝶がデザインされています。



(8) 長崎県おもいやり駐車場制度

【問合せ先】 長崎県福祉保健課
諫早市こども福祉部
諫早市健康保険部各課
各支所地域総務課

おもいやり駐車場制度は、身障者用駐車場のうち、管理者の協力を得た駐車場を、県内共通の利用証（おもいやり駐車場利用証）を掲示することで利用できる制度です。

①対象者

利用証区分及び有効期間	対象者		確認書類	
有効期間なし (ただし、交付基準に 該当しなくなるまで)	身体 障害者	視覚障害者	1級～4級	身体障害者手帳
		聴覚機能障害	2級・3級	
		平衡機能障害	3級・5級	
		心臓・腎臓障害	1級・3級・4級	
		呼吸器機能障害	1級・3級・4級	
		膀胱又は直腸機能障害	1級・3級・4級	
		小腸機能障害	1級・3級・4級	
		ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害	1級～4級	
		肝臓機能障害	1級～4級	
		肢体不自由	上肢	
	下肢		1級～6級	
	体幹		1級～3級・5級	
	脳原	上肢	1級・2級	
移動		1級～6級		
高齢者	介護認定を受けた方	要介護度 1～5	介護保険被保険 者証	
難病患者	特定疾患医療受給者 小児慢性特定疾病医療受給者		特定疾患医療受 給者証	
知的障害者	療育手帳 A1・A2		療育手帳	
精神障害者	1級		精神障害者 保健福祉手帳	
有効期間あり	妊産婦	母子健康手帳取得時～産後1年	母子健康手帳	
	病人・けが人	車いす・杖などの使用期間	診断書	

②使用方法 駐車する際に、駐車利用証を車内のルームミラーにかけて使用します。

(9) その他の割引

その他にも、各種の割引があります。

種 類	問い合わせ先
携帯電話の使用料・通話料など	各携帯電話会社
NHK放送受信料	NHK (095-821-1188)
NTT番号案内	NTT (0120-104-174)
点字郵便	最寄りの郵便局
青い鳥はがき	〃

III.

IV. 税金の控除や減免

(1) 所得税・市県民税・相続税

種別	特別障害者控除		障害者控除	小規模企業共済等掛金控除	問合せ先
	身体障害者手帳1・2級 療育手帳「A1、A2」 精神障害者保健福祉手帳1級	身体障害者手帳3～6級 療育手帳「B1、B2」 精神障害者保健福祉手帳2・3級		心身障害者扶養 共済制度の加入者	
所得税	本人	40万円	27万円	掛金額	諫早税務署
	扶養 家族	40万円 同居は75万円			
市民税 県民税	本人	30万円	26万円	掛金額	諫早市市民税課
	扶養 家族	30万円 同居は53万円			
相続税	20万円×(85歳－相続者の年齢)		10万円×(85歳－相続者の年齢)		諫早税務署

(2) 贈与税

【問合せ先】諫早税務署

特定障害者の方（①特別障害者又は②障害者のうち精神に障害がある方）が、一定の信託契約に基づいて金銭等の財産が信託されたときなど一定の要件を満たす場合、特別障害者である特定障害者の方は6,000万円、特別障害者以外の特定障害者の方は3,000万円を限度に非課税となります。

(3) 事業税

【問合せ先】県央振興局税務部

両眼の視力の和が0.06以下の視覚障害がある方で、あんま・はり・きゅうなどの事業を個人で行っている方は、個人事業税が非課税となります。

(4) 消費税及び地方消費税

【問合せ先】諫早税務署

身体に障害がある方が運転をするため、又は車いす等を使用したままで乗車できるように改造を施した自動車を購入した場合、購入代金が非課税となります。

本人運転	<p>障害を有する者の身体の状態に応じて、一定の補助手段（手動装置、左足用アクセル、足踏み式方向指示器、右駐車ブレーキレバー、足動装置、運転用改造座席のいずれか）が講じられている自動車。</p> <p>なお、上記の補助手段以外の改造のみが施された自動車、例えばハンドルに旋回装置（ノブ）のみを装着したもの等は該当になりません。</p>	<p>ア) 改造を施した自動車を購入する場合 購入代金が非課税</p> <p>イ) 既に購入した一般自動車を改造する場合 改造代金のみが非課税</p>
介護者運転	<p>車いす等昇降装置を装備し、かつ、車いす等の固定等に必要改造を行っている自動車。</p> <p>ただし、乗車定員が11人以上の普通自動車については、車いす等を使用する者をもつぱら搬送するものに限られます。</p>	<p>ウ) 改造を施した自動車を修理する場合 改造を施した部分の修理代金は非課税</p>

(5) 自動車税・軽自動車税

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、又は家族の方が代わって通院・通学・生業のために自動車を運転する場合、及び単身世帯の障害者が所有しその障害者を常時介護する者が運転する場合、環境性能割などの減免が受けられます。

減免を受けられるのは、障害者1人に対し、自動車税か軽自動車税のいずれかに限ります。

また、減免の対象や手続きの方法は、普通自動車の自動車税（種別割・環境性能割）（種別割）の県税及び軽自動車税（環境性能割）の市税と軽自動車（種別割）の市税では異なる部分がありますので、ご注意ください。

減免には、障害の部位や等級、自動車の名義、運転者の続柄及び使用目的などの条件があります。

■ 自動車税（環境性能割・種別割）【県税】、軽自動車税（環境性能割）【市税】

※軽自動車税（環境性能割）は市税ですが、当分の間は県において手続きを行います。

[手続き場所 県央振興局税務部まで]

■ 軽自動車税（種別割）【市税】

[手続き場所 諫早市市民税課まで]

V. その他の福祉施設

(1) 福祉交流施設

障害者のための健康の増進、機能の回復・向上、スポーツ・レクリエーション活動の場としてご利用ください。障害者の方の利用は、無料です。

名 称	所在地	電話番号	F A X
新道福祉交流センター	新道町 999-1	24-1001	24-1001

(2) 教育施設

心身に障害をもつ児童が教育を受ける学校として、市内及び近郊に次のような学校があります。

障害	施設の名称	所在地	区分	電話番号	備考
視覚	盲学校	西彼杵郡時津町西時津郷 873	幼・小・中・高・専	095-882-0020	寄宿舎 スクールバス
聴覚	ろう学校	大村市宮小路 3 丁目 5 番 5	幼・小・中・高・専	55-5400	寄宿舎 スクールバス
知的	虹の原 特別支援学校	大村市宮小路 3 丁目 5 番 1	小・中・高	55-5157	寄宿舎 スクールバス
	希望が丘 高等特別支援学校	諫早市多良見町化屋 986-6	高	43-5544	
肢体不自由・病弱	諫早特別支援学校	諫早市真崎町 1670-1	小・中・高	26-1085	寄宿舎 スクールバス
	諫早東村特別支援学校	諫早市永昌東町 24-2	小・中	22-1863	県立こども医療福祉センター
病弱	大村特別支援学校	大村市久原 2 丁目 1418-2	小・中	52-6312	寄宿舎 独立行政法人国立病院機構長崎医療センター

(3) 子どもの施設

種 別	施設名称	サービス内容
障害児入所支援施設	諫早療育センター	重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童が治療や生活の指導を受ける施設
	みさかえの園総合発達医療福祉センター	
	むつみの家	
	長崎県立こども医療福祉センター	手足やからだの機能に障害のある児童が、治療や、自活のために必要な機能訓練・生活指導を受ける施設

VI. 関係機関・団体

(1) 障害者福祉団体

種別	名称	所在地	電話番号	FAX
身体障害	諫早市身体障害者福祉協会	新道町 948	35-8181	24-1534
知的障害	諫早市手をつなぐ育成会	(諫早市社会福祉会館内)	35-8833	24-5101
精神障害	諫早市精神障害者家族会協会	小長井町大峰 980-166	34-3638	34-3638

(2) 障害者ボランティア団体

団体名	代表者	電話番号	主な活動
諫早コスモス音声訳の会	中路 美知子	26-6369	音声訳奉仕活動
点訳友の会ムツゴロ	西村 砂知	52-7704	点訳奉仕活動
諫早手話サークル	松林 亜由美	電話 26-0977 Fax 25-7169	手話通訳奉仕活動
手話サークルふれあい	岩永 直幸	24-8332 (電話、Fax とも)	手話通訳奉仕活動
飯盛手話サークル・みどり会	山崎 八重子	48-0943 (電話、Fax とも)	手話通訳奉仕活動
いさはや要約筆記会	秋月 典子	23-0213 (電話、Fax とも)	要約筆記通訳奉仕活動
精神保健福祉ボランティア はままつな	田添 正継	25-9395	精神障害者の社会参加の援助

VII. 転居の際の市役所での手続き一覧

区 分	窓口先	必要なもの
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・各種手帳 ・変更届
心身障害者福祉医療		<ul style="list-style-type: none"> ・受給者証 ・変更届
特別児童扶養手当		<ul style="list-style-type: none"> ・手当証書 ・変更届 ※県外への転出の場合は、事前に諫早市での手続きが必要になります。
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過措置手当		<ul style="list-style-type: none"> ・変更届
市心身障害児福祉手当		<ul style="list-style-type: none"> ・変更届

※市外、県外への転出の際は、新住所地にて手続きが必要です。

※各種変更届は市役所に備え付けてあります。

身体障害者障害程度等級表（別表第5号：身体障害者福祉法施行規則 第5条関係）

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能言語機能又はそしやく機能の障害	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
		聴覚障害	平衡機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測つたものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの				心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(1/四視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/二視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)								ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルがそれぞれ80デシベル以上のもの(耳介に接し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害								
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの									
7級											
備考	<p>1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うへの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。</p> <p>2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。</p> <p>3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。</p> <p>4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上で欠くものをいう。</p>										

※ 7級の障害は、一つのみでは手帳の交付対象となりません。

※太線の上位等級は、1種。

級別	肢 体 不 自 由			
	上 肢	下 肢	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害
				上肢機能
1級	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により歩行がほとんど不可能なもの 不随意運動・失調等により歩行がほとんど不可能なもの
2級	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により歩行が極めて制限されるもの 不随意運動・失調等により歩行が極めて制限されるもの
3級	1 両上肢のおや指及びびとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びびとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの 不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
4級	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びびとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びびとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はびとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はびとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はびとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの 不随意運動・失調等による社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びびとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はびとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの 不随意運動・失調等による社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの 不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの 下肢に不随意運動・失調等を有するもの
備考	5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。			

障害福祉サービス事業所・施設一覧

諫早市こども福祉部
障害福祉課

【諫早市内の障害福祉サービス事業所・施設】

設置主体(法人等)名	主たる事業所・施設名 ※(入所)は入所施設	所在地	電話番号	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	障害児通所給付
				居室介護 同行支援 行動支援 短期入所 療養介護 生活介護 施設入所支援	自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 宿泊型自立訓練 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 就労定着支援 共同生活援助 自立生活援助	児童発達支援 児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援 障害児入所支援施設	
(株)LifeisBeautiful	カラフル	飯盛町古場846-1	48-1200			移動支援 地域活動支援センター	児童発達支援 ○
(NPO)ひまわり	デイサービスカラフル	飯盛町古場846-1	48-1200				
(株)おひさま	地域活動支援センターひまわり	東小路町4-26	22-3717				○
(一社)コハバ	おひさま	上野町118-3	22-0333				○
(NPO)はたらくチカラ	就労支援センターコハバ	松里町1303-1	28-2587				○
(一社)ちえの和	障害者就労支援センターつくし	貝津町1104-5	28-8165				○
(同)アウルの森	就労サポートちえの和	泉町45-5	47-5308				○
(一社)standfirm	ジョブサポートちえの和	福田町1051-6	47-9392				○
(株)FLIFEDESIGN	ヘルパーズセッションちえの和	泉町45-5	47-5308	○			
(一社)あさひの丘	チャイルドハート諫早アウル	福田町2-35	39-6666				○
(一社)キアラ	アストルテ	厚生町3-20	33-7521				○
(同)しあわせ応援団	リハビリヘルパーズセッションあいのわ	幸町52-7	47-8869	○			
(同)ニコラポ	あいのわLaboデイサービス	幸町52-7	47-8869	○			
(一社)馬と人の環	ヘルパーズセッションあさひの丘	幸町31-8	46-3371	○			
(一社)特別支援協	障害者就労支援事業所さんか	小長井町小川原浦548	34-2808				
(医)宏善会	ヘルパーズセッションしあわせ応援団	東小路町14-1-402	46-3355	○			
(医)横尾病院	サニーキッズいさはや	泉町20-25-1F	42-3239				○
(一社)トランキラ	トアルク	小野町365-1	22-3533				○
(同)ボルトス	COMPASS発達支援センター諫早	船越町891-2	56-9328				○
(株)心晴	COMPASS多良見	多良見町中里129-9	43-5538				○
(同)笑み	COMPASS, Sunny	泉町19-17	47-5238				○
(同)信志会	COMPASSJUMP!	貝津町1765	47-7638				○
	諫早記念病院訪問介護事業所ひまわり	天満町6-1	47-9612	○			
	マザー	有喜町614	28-6050				○
	サンタクルス	川内町136-9	070-4700-6008				○
	クロバー館	川内町136-9	070-4700-6008				○
	ホームまさき	真崎町1887	51-5044				○
	ほんわか	福田町43-23	56-8837				○
	オトナリ	栄田町1308-1	42-4665				○
	サンクスラボ・諫早オフィス	永昌東町1-1-301	47-9610		○		○
	こはる久山台	久山台52-1	46-5319				○
	みらい学童しるみ	城見町43-1	21-0204				○
	ヘルパーズセッション和結美～あゆみ～	平山町69-1	090-5526-2142	○			○
	生活介護心絆	貝津町2334-2	46-5587	○			
	ヘルパーズセッション紡絆	貝津町2334-2	47-5427	○			○

